# 令和7年度

グローバル人材育成を見据えた ICT と授業の共創教育環境構築業務委託

業務説明資料

横浜市教育委員会事務局小中学校企画課

令和7年1月

# 令和7年度 グローバル人材育成を見据えたICTと授業の共創教育環境構築業務委託 業務説明資料

1 目次	
2 基本事項	. 3
2.1 業務の名称	. 3
2.2 調達の背景・目的	. 3
2.3 業務提供範囲	. 4
2.4 本業務の範囲	. 4
3 本調達の要件	. 5
3.1 履行期間	. 5
3.2 履行場所	. 5
4 <b>業務要件</b>	. 5
4.1 本システムの提供	. 5
4.1.1 基本要件	. 5
4.1.2 機能要件	. 5
4.1.3 非機能要件	. 5
4.1.4 教育データの学習	. 6
4.1.5 周辺機能	. 7
4.1.6 要件アクセシビリティの確保	. 7
4.2 データの提供	. 7
4.3 データ活用の提案	. 9
4.4 運用・保守	. 9
4.4.1 運用・保守体制	. 9
4.4.2 運用・保守実施内容	10
5 プロジェクト体制	11
6 会議体運営	12
7 運用支援	12
7.1 研修	12
7.2 マニュアルの作成	13
7.3 年度当初対応について	13
7.4 教育委員会事務局によるモニタリング	13
7.5 個別支援	13
8 イベント・広報	14
9 テスト	14
9.1 サービス提供における取扱い	14
9.2 テスト計画書の作成	14
9.3 テストに係る要件	14
9.3.1 受託者が実施するテスト	14

9.3.2 委託者職員が主体となって実施するテスト......14

10 スケジュール	15
10.1 サービス開始日(システム稼働日)	15
10.2 作業スケジュール及び納品物	15
11 その他	16
11.1 一般事項	16
11.2 機密保護・個人情報保護	
11.3 不適合責任	17
11.4 契約期間終了時のデータの引継ぎ	17
11.5 法令等の遵守	18
11.6 協議	18

# 2基本事項

「令和7年度 グローバル人材育成を見据えたICTと授業の共創教育環境構築業務委託」説明資料(以下「本資料」という。)は、グローバル人材の育成、主体的・対話的で深い学びの提供及び教職員の働き方改革推進を目的に、教育データを収集・分析し、ICT を活用したコンテンツを提供する環境を構築する業務を委託するにあたり、その概要を定めたものである。

# 2.1 業務の名称

令和7年度 グローバル人材育成を見据えたICTと授業の共創教育環境構築業務委託(以下「本業務」という。)

#### 2.2 業務の概要

グローバル人材の育成及び主体的・対話的で深い学びに向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実といった高度複雑な授業運営が求められる中で、ICTの活用、とりわけAIが得意とする学習はAIに委ね、授業では授業でしかできない学びを創出する環境の構築が急務となっている。本業務では、環境構築の一部として、AIや教育データを活用した学習プラットフォーム(以下、「横浜版学習プラットフォーム」)の試行開発を行う。来年度以降に本開発・本運用を目指す横浜版学習プラットフォームは、受託者が所有する既存のAIドリルプロダクト(以下「自社AIドリル」という。)をベースとし、委託者が提供する教育データ及び受託者が提供する試作版横浜版学習プラットフォーム(以下「ベースシステム」という。)から得られるデータを分析の上、最適と判断した機能・コンテンツを搭載すること等により委託者に最適化することで、次項の目的を達成する。

## 2.3 業務の目的

- (1)横浜版学習プラットフォームは、AIにより個別最適化されたドリル機能による児童生徒の基礎学力の向上、学習習慣の定着、及びそれらを通じた学校教育において重視すべき三要素(「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「主体的に学習に取り組む態度」。以下「三要素」という。)の育成を第一の目的とする。
- (2)横浜版学習プラットフォームは、ドリル機能(反復学習等)に留まらないコンテンツとして、 児童生徒一人ひとりにとって最適な「勉強がわかる」又は「勉強が楽しくなる」ための気づきの チャンスの提供を目指す。横浜版学習プラットフォームで収集するデータ及びその他の教育ビッ クデータを基盤とし、児童生徒の学習におけるつまずきの特性や興味等の傾向を統計的に分析す ることにより、当該児童生徒に合うと予測される「気づきのチャンス(動画等コンテンツ)」を 提供する。
- (3)本業務では、来年度以降の本開発・本運用における上記(1)(2)の実現に向け、ベースシステムの提供等を通じた検討及び試行開発を実施することで、課題の抽出、解決策の検討を行うとともに、教員、児童生徒及び保護者の混乱を最小限に抑えるためのネガティブチェックを行う。
- (4)業務目的の実現及び適切な効果測定のため、ベースシステムから得られるデータを取得・分析するとともに、更なるデータの活用に関し、試行実績を踏まえた提案を受ける。
- (5)業務目的の達成に向けた指標として、活用率の向上、学力の向上、自社AIドリルとの明確な差

分を設定する。学習効果に係る効果測定については、主に、グローバル人材育成と直結する英語 とともに、市学力学習状況調査により課題を把握した算数・数学の伸びにより検証する。

#### 2.4 本業務の範囲

本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 横浜版学習プラットフォームの試行開発
  - ・ データ移行(データ移行が必要な場合)
  - システムの初期セットアップ
  - ・ テストの実施及び委託者によるテスト実施への支援
  - 本資料及び本件調達における受託者の提案資料に基づいた機能試行開発
  - ・ システム導入に係るプロジェクト管理
- (2) ベースシステムの提供及びテスト運用サポート
  - ・ ネットワークや端末設定等の利用環境の整備のサポート
  - ベースシステムの提供
  - ベースシステムの運用・保守
  - 研修等の実施
  - サポートデスクの運用
  - 活用促進案の企画及び実施
  - 会議体運営
- (3) ベースシステムから得られるデータの提供
- (4)教育データの活用に関する提案
  - ・ 横浜版学習プラットフォームの機能拡張に関する提案
  - その他、業務目的に資するデータ活用に関する提案
- (5) 次年度受託業者への引継(データを含む。)
- (6) その他付随する作業
- ※なお、本仕様書に基づく調達の過程で明らかとなる作業及び委託者が提案時に必要とした作業は、原則、本業務の範囲とする。

#### 2.5 ベースシステムの提供範囲

データ分析及びネガティブチェックの対象となる以下の範囲に、ベースシステムを提供すること。

- (1)市立小学校(義務教育学校前期課程を含む。)の児童の一部
- (2)市立中学校(義務教育学校後期課程を含む。)の生徒の一部
- ※(1)と(2)の合計で33校程度、16,500人程度(ともに参考)

ベースシステム使用校(以下「使用校」という。)は、受託候補者特定後(令和7年3月 下旬頃)に決定するため、学校種ごとの学校数・児童生徒数は未確定であることに留意する。 図表1に、想定する科目を記載するが、学びの多様性への対応として、記載の科目に留まらず、 個別支援及び日本語支援に資するコンテンツの提供を工夫すること。

図表 1 想定する科目

学校種別	科目	備考
市立小学校	国語、算数、理科、	小学校1~2年生においては、一
	社会、英語	部教科のみの対応でもよい(国
		語、算数は含むこと)。
市立中学校	国語、数学、理科、	「地理」「公民」「歴史」といっ
	社会、英語	た分野名での提供でもよい。

<sup>※</sup>さらに、特色に応じたコンテンツの提供について、委託者と受託者で協議の上、決定する。

# 3 本調達の要件

#### 3.1 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 3.2 履行場所

- (1) 横浜市教育委員会事務局小中学校企画課、教育課程推進室
- (2) 使用校
- (3) 受託者が用意する作業場所 (本業務における開発業務について、委託者は受託者が常駐可能な開発室等の準備をしないため、作業場所等は受託者で用意すること。)
- (4) その他委託者が認めた場所

## 4 業務要件

#### 4.1 本システムの提供

#### 4.1.1 基本要件及び機能要件

- (1) 別紙1「機能要件等一覧」の「基本要件」、「機能要件」及び本資料にて提示する。
- (2) 「必須機能」について、サービス開始日において提供できない事業者は、本業務に 提案することはできない。
- (3) 「実現を目指す機能」の詳細については、本業務履行期間内での実装を目指すかど うかを含め、委託者と受託者で協議する。ただし、提案者においては次年度以降も 対応不可である項目がある場合、提案書に一覧を添付すること。

# 4.1.2 非機能要件

(1) 別紙2「非機能要件一覧」※1において、システム(サービス)に求める可用性や性能・拡張性、運用・保守性等に関する要求水準を提示している。提案事業者は、各項目について要求水準を満たすことができない場合は、その内容及び理由等を提案

書に記載すること。

- (2) 受託者とは「非機能要件一覧」と提案内容を基に協議し、各項目の要求水準を合意した上で、契約を締結する。
- (3) 対応不可の項目については、提案書に一覧を添付すること。
- (4) SLAに係る項目※1については、サービスレベルのモニタリング実施方法及びサービスレベルの要求水準値を満たすことができなかった場合のサービス対価の減額等のルールも含め、併せて提案書に記載すること。なお、SLAに関する項目の要求水準値は、必要に応じ、委託者と受託者が協議して見直すことができるものとする。
- (5) その他運用に係る項目については、その遵守状況と未達成時の要因の把握、見直し を適宜行うことで、継続的な業務改善を図るものとする。なお、未達成の場合は、 受注者に対し改善策の報告を求めることが出来る。
  - ※1 別紙2「非機能要件一覧」は、地方公共団体情報システム機構がホームページで公開している「非機能要求グレード活用シート(地方公共団体版)業務・情報システム分類グループ④」を用いて、必要箇所を抽出し作成している。

(https://www.j-lis.go.jp/rdd/chyousakenkyuu/cms 92978324-2.html)

- ※2 別紙2「非機能要件一覧」における「情報システム」は、横浜版学習プラットフォームを指す。
- ※3 「SLAに係る項目」は次の項目とする。
  - ・「可用性」-「継続性」のうち、「RTO(目標復旧時間)」及び「稼働率」
  - ・「性能・拡張性」-「性能目標値」の各項目

# 4.1.3 教育データの学習

- (1) ベースドリルに対し、委託者の所有する教育データを継続的にAI学習等させることで、幅広い学習状況である多様な子どもたち一人ひとりに最適な学習環境を提供する検討を行うこと。
- (2) 学習させる教育データは、csv形式で、委託者から提供する。本業務において学習させるデータの種類及び規模については、受託者と委託者で協議の上、決定する。なお、横浜市学力・学習状況調査の結果データには、学習指導要領上のどこに位置付く問題であるのかについての情報が付与されていないため、受託者において、結果データと調査問題、解説、属性表とを照らし合わせ、確認する必要があることに留意する。

# 【委託者から提供を想定している教育データ】

- (1) 横浜市学力・学習状況調査 令和5、6、7年度分
- (2) 全国学力・学習状況調査 令和5、6、7年度分
- (3) 横浜市体力・運動能力調査 令和6、7年度分

- (4) 授業アンケート 令和6、7年度分
- (5) 毎日の健康観察 令和6、7年度分
- ※データごとのテーブル及び例については、別紙3「データフォーマット」のとおり
- ※提供範囲は以下のとおり
  - (1)ローデータと属性表、学力推定値データ、調査問題、解説
  - (2)ローデータ
  - (3)全市平均値、及び、ローデータ
  - (4)(5)…ローデータ

#### 4.1.4 周辺機能

- (1) 教科の系統性・関係性、他教科との系統性・関係性、及び学習データから、児童生徒の積み 残し・つまずきが発生している学習内容を高度に推定する機能の開発を検討すること。
- (2) 把握した積み残し・つまずきを統計的に分析し、分析結果に対応した学習内容の概念的・俯瞰的理解や全体観・つながりを捉えるためのコンテンツを有し、提供及びレコメンドする機能の搭載を検討すること。その際、児童生徒の特性に応じ、最適な質と量のコンテンツが提供される機能として工夫を図ること。また、委託者と協議の上、追加コンテンツを作成すること。追加コンテンツには、委託者の要望の反映や委託者側教員の出演を想定している。なお、コンテンツ自体は、横浜版学習プラットフォームのシステム外にあることも可とする。
- (3) 授業の中での活用及び授業との接続に向け機能の搭載を検討すること。機能は、有益かつ教員に負担感を感じさせにくい工夫を図ること。

## 4.1.5 アクセシビリティの確保

別紙4「アクセシビリティ要件」のとおり

#### 4.2 データの提供

提供を要するデータの種類、頻度、手法は以下のとおり。いずれも同等内容・同等手法を可とする。データのクレンジングの加工については、委託者との協議の上、決定すること。

なお、今後、業務の進捗状況に応じて、委託者と受託者間で協議の上、変更することがある。

- ※「学習到達度」と記載している項目は、主に基礎学力の定着度を確認する指標とするが、具体的な内容は、受託者の提案による。なお、学習到達度に関する指標について横浜版学習プラットフォームが独自に演算する部分は、演算後のデータを連携すること。
- (1)教育データとしての提供

## ア項目

# 【児童生徒】

- ・児童生徒ごとの所属学級と教科
- ・所属学級と教科別の問題群や小テスト等の配信状況
- ・問題群ごとの日付別学習回収

- ・小テスト等の結果
- ・児童生徒ごとの学習到達度 ※
- ・児童生徒ごとの問題群ごとの学習到達度 ※

#### 【教職員】

- ・学校別ログイン率
- ・月次の活用校数
- ・学校別の週次学習者数、学習回数、管理者ログイン数
- ・児童生徒別の教職員からの働きかけ回数(評価、価値付けアクションなど)

## イ頻度

月次

## ウ 手法

CSVデータ又は同等の形式

(2) 学習ダッシュボード「横浜St☆dy Navi」連携

委託者側の都合により、以下項目の連携ができなかった場合、受託者の責任は問わない。

## ア項目

#### 【児童生徒向け】

- ・識別子としてGoogleアカウント
- ・指定期間中の学習回数
- ・指定期間中に学習された課題ごとの学習到達度※に関する指標

# 【教職員向け】

- ・識別子としてGoogleアカウント
- ・自身の属性情報(担当学級又は担当学年、担当教科等)
- ・自身の担当学級または教科の児童生徒の指定期間中の学習回数
- ・自身の担当学級または教科の児童生徒の指定期間中に学習された課題ごとの学習到達度※に関する指標

## イ頻度

#### 日次

※APIについては、日次連携に必要なデータの取得について、レスポンスサイズやAPIの実行 回数に適切な制限を設け、効率的なデータ連携が可能な仕様とすること。

#### ウ 手法

API連携

## エ その他

横浜版学習プラットフォームまたは学習ダッシュボード「横浜St☆dy Navi」のシステムの不 具合やデータの不整合等により過去データの修正が必要になった場合、修正済みの過去データ の「横浜St☆dy Navi」への連携に向け、委託者と受託者間で協議すること。

(3) 横浜版学習プラットフォーム内確認

# ア項目

【児童生徒向け】

- ・問題群別の学習到達度 ※
- ・実施した小テスト等の結果
- ・過去の総学習回数

#### 【教職員向け】

- ・問題群別の学習到達度 ※
- ・カテゴリ(学校、学級、教科など)ごとの学習回数ランキング
- ・月次、週次の個人別取組状況

## イ頻度

即時

## 4.3 データ活用の提案

- (1) データを活用した横浜版学習プラットフォームのさらなる機能開発に向け、提案すること。
- (2) 横浜版学習プラットフォームの機能開発に留まらない、授業改善や学力向上に向けた教育データの活用について提案すること。
- なお、(1)(2)の提案に向けた検討や分析は、横浜教育イノベーションアカデミア(横浜教育データサイエンス・ラボを含む。)の取組として位置付け、参画する企業や大学、学校教員等との議論や委託者の他事業等を踏まえた提案とすること。

#### 【提案イメージ例(参考)】

- ・横浜版学習プラットフォームの取組状況及び委託者の提供する横浜市学力・学習状況調査 の結果データの分析から、児童生徒が多くつまずく学習内容及びつまずいている児童生徒 に共通して見られる傾向を捉える。また、つまずきに対応する機能やつまずきの解消や予 防に資する授業メソッドを提案する。
- ・「英語の学力と意欲の分析」を着眼点とし、横浜版学習プラットフォームの日々の取組状況や、横浜市学力・学習状況調査の意識調査、授業アンケート等のデータを基に児童生徒の学習意欲を把握し、学力との関係について分析する。分析結果を基に、児童生徒の英語を用いたコミュニケーション意欲を育てていくために有効な機能を横浜版学習プラットフォームに搭載する、または日々の授業を通して英語を用いたコミュニケーション意欲を高めていくための具体的な取組について提案する。

#### 4.4 運用・保守

# 4.4.1 運用・保守体制

- (1) 利用中の運用・保守において発生する障害や問題に対して、責任を持って解決できる体制であること。
- (2) 教職員及び保護者からの操作に関する問い合わせ等に対応する相談窓口を設けること。

#### 【想定する体制】

- ・メール、問い合わせフォーム等での問合せ:常時
  - ※メール、問い合わせフォーム等への問合せには原則3営業日以内に回答

すること。

- ※教職員から依頼を受けたICT支援員からの問い合わせにも対応すること。
- ※必要に応じて履行場所を訪問し、運用支援を行うこと。
- ※電話窓口等、利用者の利便性に資する体制があれば、提案すること。
- (3) 問合せ対応の時間帯以外においても対応できる障害等緊急時の連絡窓口を設置 すること。また、障害等緊急で対応すべき事象が発生した場合に対応が必要と なる受注者の技術者やその他関係するメーカー等との連絡体制を整備すること。
- (4) 運用・保守体制として、通常及び緊急時の連絡先及び連絡方法を提示すること。

# 4.4.2 運用・保守実施内容

## (1)障害対応

- ・ 障害等緊急で対応すべき事象が発生した場合は、受託者が一次窓口の役割を担い、必要に応じて受託者の技術者やその他関係事業者等と連携し、速やかに対応すること。
- ・ 障害等緊急時の対応手順をあらかじめ作成し、業務計画書に提示すること。
- ・ 障害発生の連絡を受けた場合は、その障害原因を特定し、運用担当者へ報告すること。
- ・ 重大障害の際には、対策会議等を開催し、経過等を取りまとめて障害報告書に よって報告するとともに、改善策を提示すること。
- 導入したサービス(システム)において、ウイルスの検出や不正アクセス等の 事案が発生した場合は、委託者と協力し、対応及び原因究明を行うこと。

## (2)システム保守

- ・ 受託者は、導入したサービスの正常な動作を確保するための一切の保守業務を 実施すること。
- ・ 使用するソフトウェアに対するセキュリティーホールが各メーカーより報告された場合は、全体への影響度を考慮に入れ、対策プログラムの適応の必要性を判断し、運用担当者へ報告すること。協議の結果、適応が必要であると運用担当者が判断した場合は、対策を実施すること。
- (3) 個人情報に関する同意が得られなかった場合の対応
  - ・ 使用校において、個人情報に関する同意が得られない保護者がいた場合の、児 童生徒の学習機会の保障について提案すること。

# (4) 不十分な通信環境への対応

- ・ 使用場所において、通信環境が不十分な場合でも横浜版学習プラットフォーム による学習が継続できる工夫について提案すること。
- (5) 教職員、児童生徒が横浜版学習プラットフォームを活用するための改善
  - ・ 活用度、基礎学力及び学習習慣の定着度合、並びに委託者との打合せ及び使用 校からのレビュー(三要素の伸長に関する定性的なデータを含む。)を踏まえ、 より効果的で利便性の高い学習プラットフォームとなるよう随時、機能やユー

ザーインターフェースを改善すること。

次年度以降に想定する横浜版学習プラットフォーム本開発・本運用における、 児童生徒の積み残し・つまずきに対応する機能実装の可能性について、委託者 と協議、検討すること。

# (6) その他

- ・ 問合せ対応で把握したニーズは、その対応について検討するとともに、対応を 行った場合は定期バージョンアップ等での反映を検討すること。
- ・ その他運用・保守について、追加費用を必要とせずに提供できる機能等、有効 な提案があれば併せて提案すること。

# 5プロジェクト体制

受託者は、本資料及び本件調達における受託者の提案資料に基づき、システム構築等作業における具体的な体制、プロジェクト管理方針、プロジェクト管理方法等を含んだ業務計画書を作成すること。

なお、プロジェクト管理における品質基準・要員スキル要件は以下の通りとする。

図表 2品質基準

管理項目	管理内容
統括責任者	本業務全体の統括を行う。
総合窓口	本業務の目的、趣旨を理解し、業務計画書及び当初計画スケ
(進捗管理)	ジュールに基づく進捗管理を実施する。進捗及び進捗管理に
	是正の必要がある場合は、その原因及び対応策を明らかに
	し、速やかに是正の計画を策定する。
カスタマーサポ	横浜版学習プラットフォームのスムーズな活用が図られるよ
	う、使用校への支援を行う。
機能開発	業務計画書に基づく機能開発・品質管理を実施すること。
(品質管理)	品質及び品質管理に是正の必要がある場合は、その原因と対
	応策を明らかにし、速やかに是正の計画を策定すること
教材開発	業務計画書に基づく教材開発・品質管理を実施すること。
	品質及び品質管理に是正の必要がある場合は、その原因と対
	応策を明らかにし、速やかに是正の計画を策定すること
デザイン	横浜版学習プラットフォームのスムーズな活用が図られるよ
	う、ユーザーインターフェースの開発・品質管理を実施する
	こと。品質及び品質管理に是正の必要がある場合は、その原
	因と対応策を明らかにし、速やかに是正の計画を策定するこ
	ح ا

課題・リスク管	リスクや障害が顕在化した場合は課題として管理すること。	
理	受注者は、リスクの発生を監視し、リスクが発生した場合に	
	は、委託者に報告すること	

#### 図表 3 要員スキル要件

要求するスキル	スキルの詳細		
プロジェクト管	プロジェクト実施計画を策定し、システムの設計・開発、		
理能力を有する	テスト、システムの評価、プロジェクト間の調整を行い、		
者	生産性及び品質の向上に資する管理能力を有すること		
品質管理能力を	受託者の品質管理規準に従い、第三者的かつ客観的に、プ		
有する者	ロジェクト全般の品質状況を監査し、評価・改善する能力		
	を有すること		
導入サービスに	導入するソフトウェア(OS、ミドルウェア含む。)に関す		
関する専門知識	る専門知識と、本件の要求事項を理解したうえで、最適な		
を有する者	システム構成の設計・構築・運用に係る技術及び技術コン		
	サルティング能力を有すること		
システム導入業	本業務の目的に適合した業務(AI、データ分析含む。)に		
務に関する知識	精通し、他自治体事例等を提供し、業務改善及びカスタマ		
を有する者	イズ抑制、品質向上に資する能力を有すること		

# 6 会議体運営

委託者は、定期報告の会議体として、月1回程度の定例報告会を開催する。また、定例報告会以外の会議が必要な場合は、適宜必要な会議を開催すること。なお会議体の実施方法については、Web 会議 (Microsoft Teams) 等を利用する想定だが、詳細は委託者と議論のうえ決定すること。各会議の開催にあたっては、進捗報告書、課題管理表、スケジュール、会議録、その他必要と思われる報告資料等を準備すること。

## 7 運用支援

# 7.1 研修

委託者又は使用校の要望に応じて、説明会や研修を行い、又は会議へ出席すること。詳細については、委託者及び各使用校との協議により決定すること。研修を実施するために必要となる端末の設定や講師の派遣、対象職員数に応じたサポート要員の準備等、研修に必要となる一連の要素は受託者の負担にて準備すること。

詳細な研修要件については、下表に示す。

図表 4 研修要件

項目	研修内容	
システムの概要	システムの概要・背景等を説明すること。	
の説明		

システムの操作	システムの操作説明をする。操作説明の際は、委託者の運用	
の説明	に合わせた操作マニュアルを準備すること。	
有効活用に向け	過去、公立学校において横浜版学習プラットフォームのベー	
た提案	スとなる自社AIドリルを提供した際の実績等に基づき、有効	
	な活用事例を説明すること。	
研修方法	集合研修、近隣校での合同研修、訪問研修、オンライン研修	
	等、研修の目的に合わせた形態で企画すること。	

#### 7.2 マニュアルの作成

ベースシステムを教職員、児童生徒が適切に活用できるよう、教職員向けの管理・利用 マニュアルや活用事例集を作成すること。

# 7.3 年度当初対応について

サービス開始日は、令和7年4月8日(火)を想定している一方(後述)、予定初回対面研修は5月中旬以降が見込まれるため、それまでの間、一旦教員及び児童生徒が自習学習用教材(宿題)として運用できるよう、シンプルな動画マニュアル及び概要版マニュアルを提供すること。

#### 7.4 ICT支援員との連携について

使用校への操作等支援にあたっては、委託者が別途契約し、各校に派遣している ICT 支援員及び ICT 支援員委託事業者と連携を図ること。ただし、横浜版学習プラットフォームの運用支援はあくまで受託者の業務範囲であり、ICT 支援員の役割は教職員への支援であることに留意すること。

# 7.5 教育委員会事務局によるモニタリング

受託者が使用校の取組状況を一覧で確認できる状況を用意すること。横浜版学習プラットフォームからダッシュボードで見られる、または本市の希望に応じて受託者がcsvデータで提供するなど、手法は任意とする。データのグラフ化などの加工については、委託者との協議の上、決定すること。

#### 7.6 個別支援

本業務では、データ収集及び本開発・本運用に向け、使用校において、それぞれの実情に応じてベースシステムの導入が進められるとともに、一定の活用が図られること必要である。この実現に向け、使用校の進捗状況をモニタリングするとともに、適宜委託者に共有すること。また、活用が進んでいない使用校に対しては、適宜ヒアリングを行い、計画的に個別の活用促進を進めること。さらに、委託者又は使用校の要望に応じ、訪問等の対応をすること。訪問校数など詳細については、委託者及び使用校との協議により決定する。なお、ベースシステムの運営サポートにあたっては、禁固刑以上の刑に処せられ、その

執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者を使用校に派遣しないこと。

#### 8イベント・広報

受託者は、委託者の企画する横浜版学習プラットフォームに関連するイベントや広報に、委託者 と協議の上、出席すること(年5回程度を想定)。その際、事業者に発生する費用については、受 託者の負担とする。

# 9 テスト

## 9.1 サービス提供における取扱い

自社 AI ドリルで提供実績がある標準機能については、改めて当該機能のテストを行うことは不要とする。ただし、委託者用にカスタマイズのある箇所や当初セットアップの内容によって機能の動作が変化する箇所等、初めて提供する機能については、必要に応じてテストを行うこと。

#### 9.2 テスト計画書の作成

実施するテストについて、テスト方針、実施内容及び実施理由、評価方法、実施者を記載し、テスト工程開始までにテスト計画書として提出すること。

# 9.3 テストに係る要件

#### 9.3.1 受託者が実施するテスト

- (1) 受託者はテスト作業の管理を実施すると共に、その結果と品質に責任を負うこと。
- (2) 受託者はテストの実施に必要な当市(区町村)担当者及び関連する他システムに係る業者等との作業調整を行うこと。
- (3) テストスケジュールは、委託者の作業負荷を抑えるよう工夫すること。
- (4) テストにおいて、導入スケジュールに大きな影響を及ぼす可能性のある問題を把握した場合は、速やかに委託者に報告すること。
- (5) 各テスト終了時に、実施内容及び品質評価結果をテスト報告書として作成し報告すること。
- (6) テスト時に使用した不要なデータ、テスト用認証情報は本稼働前には完全に削除し、委託者に報告すること。
- (7) テストデータは、原則として受託者において用意し、責任を持って管理すること。
- (8) テストに特別な環境が必要な場合は、受託者の負担と責任において準備こと。
- (9) テストに必要な端末等は、当市(区町村)所有の機器を使用するが、テストを実施するために必要な各種設定は受託者の責任において実施すること。

# 9.3.2 委託者職員が主体となって実施するテスト

(1) テスト実施者が行う具体的な手順及び結果を記入するためのテスト実施手順書案

を作成し、テスト実施者への説明を行うこと。

- (2) テストの実施にあたり、委託者の求めに応じてサポートすること。
- (3) 可能な限り本番環境と同等のテスト実施環境を準備すること。
- (4) テストで必要となるテストデータについて準備すること。
- (5) テストで確認された不具合・障害について解析を行い、対応方針を提示すること。

# 10 スケジュール

## 10.1 サービス開始日(システム稼働日)

令和7年4月8日(火)予定

- ・ベースシステムは、自社 AI ドリルを基とし、履行期間を通じて試行開発、改善することを前提とする。使用校におけるスムーズな活用開始ため、開発途上バージョンのベースシステム(この時点では、自社 AI ドリルと同内容でも可。)は、可能な限り速やかに使用校に提供し、運用を開始することとする。
- ※委託者は受託者に対し、契約後速やかに、児童生徒及び教員の氏名、学年、クラス、Google アカウント等を提供する。
- ※令和7年4月8日までに使用校にベースシステムを提供できない事業者は、本業務に 提案することはできない。なお、委託者側に必要データ提供の遅れ等トラブルがあり、 予定日までにベースシステムを提供できなかった場合、受託者の責任は問わない。

# 10.2 作業スケジュール及び納品物

(1) スケジュール

提案範囲に掲げる作業項目について、スケジュール(案)を作業工程等が分かる よう詳細に示すこと。

# (2)作業工程及び納品物

本業務の主なスケジュールと納品物の想定は次のとおりとする。委託者の指定する方法により作成し、納品すること。スケジュール及び納品物は、今後、業務の進 捗状況に応じて、委託者と受託者間で協議の上、変更することがある。

時期	業務	納品物
令和7年4月1日	契約	契約書
令和7年4月	使用者Googleアカウント等の	
	提供	
令和7年4月	全体計画の調整	業務計画書
令和7年4月	横浜版学習プラットフォームの開	
	発開始	
令和7年4月上旬	ベースシステム利用マニュアル	ベースシステム利用マニュアル
	作成・提供	(動画・ダイジェスト等含む)
令和7年4月8日	ベースシステム(開発途中バージ	

	ョン)の使用校への提供開始	
令和7年4月~	サポートデスク稼働開始	
令和7年4月~	ベースシステム改善開始	
令和7年5月~	教育ビックデータ提供開始	活用度及び成果に関するデータ
		(以降毎月)
令和7年6月~	学習ダッシュボード連携開始	
令和7年6月~	使用校への活用促進支援開始	
令和7年11月	データの活用に関する提案	提案書
令和8年3月	総括	業務完了報告書
	後継横浜版学習プラットフォー	その他委託者が求める資料
	ム受託者への引継	

- (3) その他必要に応じて提出する納品物
  - ・テスト報告書
  - ・障害報告書
- (4)納品場所
  - 横浜市教育委員会事務局小中学校企画課、教育課程推進室
  - ・使用校
- (5)納品物の形態

納品物は、なお、次の製品で作成することを原則とし、その他の製品を使用して作成する場合には、委託者と協議の上、決定すること。特に指定が無い場合、 様式は任意とする。

- · Microsoft Office Word 2019以降
- · Microsoft Office Excel 2019以降
- · Microsoft Office PowerPoint 2019以降
- Portable Document Format (PDF)

# 11 その他

## 11.1 一般事項

- (1) 業務の進捗状況については、委託者に適宜報告すること。
- (2) 横浜版 AI 学習プラットフォーム(ベースシステム)の名称は、受託者と委託者で協議の上、決定する。
- (3)機器の設定等に必要な資料等は、その都度貸与する。貸与品の管理保管は、不測の事態が生じないよう適正に管理すること
- (4)業務の実施過程で知り得た情報については、「委託契約約款」、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、 十分に留意し管理を適切に行うこと。データについては、委託者の許可無く持ち出してはならない。

- (5) 本業務に基づいて提供されるアプリケーション等を通じて事業者として個人情報 を取得することは禁止とする。
- (6) 本業務の進捗管理等必要があるときは会議を開催すること。会議は、特に委託者が指定する場合を除き、原則 Web 会議とするが、その際は出席者や視聴環境を明らかにし、本業務における秘密事項の漏洩等が起こらないように配慮すること。また、会議の議事内容、協議内容及び結果について議事録を作成し、委託者の承認を得ること。
- (7)業務中の事故等(人身事故を含む。)については、委託者に過失がある場合を除き、一切を受託者の責において処理すること。
- (8) 受託者は、業務の実施に当たり、受託者の作業員に対する労働基準法、労働安全衛生法及びその他関連法規に関する一切の責を負うこと。
- (9) 学習データの所有者は委託者とする。
- (10) 個人を特定されない形で受託者がデータ分析を行い、自社アプリ等の機能強化に使用することができるものとする。その場合、バージョンアップした自社アプリ等の版権の所有者は受託者とする。

## 11.2 機密保護・個人情報保護

- (1) 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。
- (2) 本業務の遂行のために委託者が提供した資料、データ等は業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は業務終了までに委託者に返却すること。
- (3) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (4) 本業務に従事する者に対して個人情報保護の教育を行うこと。
- (5) その他、国及び横浜市等が定める法令等を遵守すること。

#### 11.3 不適合責任

- (1) 正当な理由無く、本仕様書で要求した性能水準に達していないことが判明した場合、 及び設計ミスによる不良及び不具合が判明した場合において、委託者が改良を請求 したときは、委託者と協議の上、無償で改良すること。
- (2)必要な情報の提供に努め、委託者からの障害発生時の情報開示請求などの問い合わせや助言要求に対して、誠意をもって対応すること。
- (3) 受託者の責めに帰すべき理由により、第三者に損害を与えた場合、受託者がその損害を賠償すること。

## 11.4 契約期間終了時のデータの引継ぎ

(1) 受託者は、契約期間終了時には、蓄積された全ての教育データを委託者に無償で引き継ぐこと。データ形式はCSV形式を基本とする。

- (2) 「4.1.4 周辺機能」において作成した追加コンテンツのうち、委託者側が出演する動 画コンテンツについては、データを委託者に引き継ぐこと。
- (3) 本業務は、効果検証を踏まえ、次年度以降の本開発・本運用を想定している。本業務の受託者と、次年度以降の受託者が異なる場合、本業務の受託者は、次年度以降の受託者と、次年度以降の取組に必要となるデータについて協議し、データを含む必要な引継ぎを行うこと。
- (5) 委託者が引継ぎ完了を確認した後、受託者はすみやかに蓄積された教育データの確 実な消去を行い、委託者に報告する。その際、事業者に発生する費用については、 受託者の負担とする。
- ※本項は、次年度の受託者による横浜版学習プラットフォームの開発がゼロスタートになることを避ける趣旨であり、受託者が従前から有する著作物の著作権やソースコードの譲渡を求めるものではない。受託者は、委託者及び次年度受託者と協議の上、可能な範囲で最大限の情報提供を行うこと。

## 11.5 法令等の遵守

本業務の受託者は、本業務の遂行にあたって、以下に掲げる法令等を遵守すること。

- (1) 国等で定められた法令等
  - ・ 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
  - ・ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)
- 文部科学省学習指導要領
- (2) 横浜市が定める法令等
  - 委託契約約款
  - ・ 個人情報の保護に関する条例
  - 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項
  - · 個人情報取扱特記事項
- ・ 横浜市教育委員会情報セキュリティ管理規程
- (3) その他
  - 本資料
  - 本件調達における受託者の提案資料(ただし、委託者と協議の上、変更することができる。)

## 11.6 協議

本資料に定める事項に疑義が生じた場合、または本資料に定めのない事項については、必要に応じて受託者と委託者との間で協議の上、定めるものとする。